

船舶事故調査報告書

平成30年8月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（灯浮標）
発生日時	平成30年1月7日 17時16分ごろ
発生場所	播磨灘航路第3号灯浮標 大角鼻灯台から真方位079° 10.4海里付近 （概位 北緯34° 28.0′ 東経134° 32.6′）
事故の概要	液体化学薬品ばら積船第五富貴丸は、東北東進中、灯浮標に衝突した。
事故調査の経過	平成30年4月17日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	液体化学薬品ばら積船 第五富貴丸、341トン
船舶番号、船舶所有者等	135442、富貴汽船有限会社
乗組員等に関する情報	航海士、六級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 左舷船尾部外板に曲損 灯浮標 マーキング装置に折損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮流 東南東流、流速 約0.3ノット（kn） 日没時刻：17時07分ごろ
事故の経過	<p>本船は、船長及び航海士ほか2人が乗り組み、航海士が単独の船橋当直につき、約11knの対地速力で、阪神港大阪区に向けて香川県小豆島南東方沖を東北東進していた。</p> <p>航海士は、播磨灘航路第2号灯浮標（以下、灯浮標については、「播磨灘航路」を省略する。）を通過したころ、右舷後方に本船より速い同航船を認め、同航船が船首を本船の右舷至近に向けていたので、約3°針路を左に転じて航行していたところ、本船の右舷側を追い越し、更に右舷後方から別の同航船が接近しているのを認めた。</p> <p>本船は、航海士が、船橋内右舷後部の窓から同航船の動向を目視で確認中、ふと前方を見たところ、左舷船首方至近に3号灯浮標を認めたものの何もできず、左舷船尾部が3号灯浮標に衝突した。</p>
分析	本船は、小豆島南東方沖を東北東進中、航海士が、右舷後方の同航船に注意を向け、船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、3号灯浮標に接近していることに気付かず、3号灯浮標に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、日没後の薄明時、小豆島南東方沖を東北東進中、航海士が、右舷後方の同航船に注意を向け、船首方の見張りを適切に行っていなかったため、3号灯浮標に接近していることに気付かず、3号灯

	浮標に衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 特定の方向だけでなく、周囲に目を配るなど、常時適切な見張りを行うとともに、船位の確認を適宜行うこと。